

⇩ 請求書がない場合の仕入税額控除

Q : 当社は課税事業者該当し、従来から帳簿書類及び請求書等のいずれも保存しており、仕入税額控除の適用を受けてきました。しかし、先日、昨年12月分の請求書綴りを誤って処分してしまったことに気付きました。このような場合、昨年12月分の仕入税額控除の適用を受けることができますか？

A : 原則として、仕入税額控除の適用を受けることはできません。

【解説】

消費税の仕入税額控除の規定は、事業者が仕入税額控除に係る課税仕入れについて帳簿及び請求書等を保存しない場合には、災害その他やむを得ない事情により保存できなかった場合を除き、適用されません。

ご質問の場合、昨年12月分の請求書を誤って処分してしまったということですから、自己の過失であり、「災害その他やむを得ない事情」には該当せず、仕入税額控除の適用を受けることはできません。

ただし、次に該当するものについては帳簿の保存だけでよいことになっていますので、請求書等が保存されていなくても仕入税額控除の適用を受けることができます。

- ① 課税仕入れに係る税込金額が3万円未満であるもの
- ② ①以外で、自動販売機を利用した場合、電車の切符を購入した場合、相手方に請求書等の交付を請求したが交付を受けられなかった場合など、請求書等の交付を受けなかったことについてやむを得ない理由があるもの

